

公立大学法人神戸市外国語大学地域貢献部会規程

2008年4月1日

規程第24号

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市外国語大学教育研究評議会規程第8条第1項の規定に基づき地域貢献部会（以下「部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 公開講座に関すること。
- (2) 教育委員会との連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、神戸市外国語大学の地域貢献に関すること。

(組織)

第3条 部会は、次の委員で組織する。ただし、委員の総数は10名以内とする。

- (1) 学長が指名した専任教員
 - (2) 学生支援・教育グループ課長及び研究所グループ課長
- 2 前項第1号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、学長が指名した委員をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、研究所グループ研究所班において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。